**東大阪市包括外部監査人募集要項**

**東大阪市 市長公室 内部統制推進室**

東大阪市では､地方自治法(昭和22年法律第67号｡以下｢法｣という｡)第252条の36第1項の規定に基づく包括外部監査契約を締結し､包括外部監査人による監査を実施しています｡

このたび､東大阪市が､令和8年度において包括外部監査契約を締結する包括外部監査人を以下のとおり募集します｡

1. **契約の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 1. 業務内容
 | 法第252条の37(包括外部監査人の監査)に基づき監査を行い､市長等に対し監査結果に関する報告書（監査結果報告及びその概要版を書面にて各20部と、PDFデータ）を提出していただきます｡ |
| 1. 契約期間
 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 1. 契約金額
 | 令和8年度予算の範囲内での契約となります｡※本事業に係る予算は､令和8年第1回の市議会定例会に提案予定であり､当該議会の議決後に決定します｡※審査基準額は1,200万円です。 |
| 1. 監査に要する費用の支払方法
 | 監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払うものとします｡ |
| 1. 執務場所
 | 東大阪市荒本北一丁目１番１号東大阪市 外部監査人室(本庁舎11階)外部監査人室を拠点場所として執務を行っていただきます｡ |

1. **募集人数**

 １人

1. **応募資格要件**

応募者は､下記のすべての条件を満たしている必要があります｡

1. 地方公共団体の財務管理､事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し､次のいずれかに該当する者

ア　弁護士

イ　公認会計士

　ウ　税理士

1. 法第252条の28第３項各号に該当しない者
2. 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第２号)に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

※補助者を選任する場合は､包括外部監査に必要な知識を有する者で､(2)及び(3)の要件を満たしていることが必要です｡

1. **スケジュール（予定）**

　選考に係るスケジュールは下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| (1)募集要項の公表 | 令和7年9月1日(月) |
| (2)応募書類受付期間 | 9月1日(月)～10月20日(月) |
| (3)質問受付期間 | 9月1日(月)～9月30日(火) |
| (4)質問への回答 | 10月6日(月) |
| (5)応募者の審査(プレゼンテーション) | 11月10日(月)(※予備日 11月17日(月)) |
| (6)審査結果の通知及び公表 | 12月上旬 |
| (7)監査委員への意見聴取 | 令和8年2月上旬 |
| (8)議会への提案 | 3月 |
| (9)契約締結 | 4月1日 |

※審査（プレゼンテーション）の日時及び場所等の詳細については、受付期間終了後、各応募者に別途通知します｡

1. **応募の手続**

 指定の応募書類を期日までに提出方法等に従って下記提出先に提出してください｡

1. 応募書類

ア　経歴書

イ　提案書

ウ　誓約書

エ 「3．応募資格要件（1）」の資格を証する書類（資格証明書等）

※エについては原本を提出してください。（作成後3ヶ月以内のもの）

1. 応募書類の受付

令和7年9月1日(月)から令和7年10月20日(月)まで

1. 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出してください｡なお､持参の場合は平日(土曜日､日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時30分までとします｡郵送の場合は令和7年10月20日(月)までの消印を有効として受け付けます｡

1. 提出部数

1部

1. 提出先

東大阪市 市長公室 内部統制推進室(市役所別館2階)

 　〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

　　　E-mail naibutousei@city.higashiosaka.lg.jp

1. **応募書類に係る留意点**

応募書類については下記事項に注意して提出してください｡

1. 提出された書類は理由の如何を問わず返却しません｡
2. 応募者1人につき1提案とし､複数の提案書の提出はできません｡
3. 提案書は応募者自らが作成してください｡
4. 提案書については､文字のサイズは原則11ポイントとし､多色刷りは可としますが､モノクロ･複写印刷する場合でも見やすくなるように配慮してください｡
5. 提案書については､評価項目1～5までを合計10ページに収まるように作成してください｡
6. 提出された書類について､受付期間を過ぎて内容の変更及び差替えはできません｡
7. 提出された応募書類は､東大阪市個人情報保護条例及び東大阪市情報公開条例の規定に基づいて取扱います｡
8. 応募書類の作成､提出その他応募に関して必要となる費用は､すべて応募者の負担とします｡
9. 応募書類を提出した後に応募を取り下げる場合は､応募辞退届を提出してください｡
10. **質問の受付**

応募手続等について質問がある場合は､質問書を提出してください｡

1. 質問書の受付

令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)午後5時30分まで

1. 提出方法

質問書を電子メールにて提出してください｡(電話･郵送･FAXでの受付は行いません｡)メールの件名は｢東大阪市包括外部監査人応募に係る質問書｣としてください｡

1. 提出先

 　 E-mail naibutousei@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市 市長公室 内部統制推進室

1. 回答方法

質問に対する回答は東大阪市市長公室内部統制推進室ウェブサイトに掲載します｡

 　ただし､質問者の競争上の利益･地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が判断した場合には､質問者のみに回答することがあります｡

【掲載先】東大阪市ウェブサイト／市政／委員会・監査／外部監査制度

　包括外部監査人公募に関する質問とその回答について

　　http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000025634.html

1. **選考方法**

 書類審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価し､最も優れた評価を得た応募者を包括外部監査人候補者として選考します｡また、評価点が総合点の６０％未満となる場合は選定しないものとします。

 なお､応募者が1人の場合においても書類審査及びプレゼンテーション審査を行いま

す｡

1. 審査基準

提出された書類及びプレゼンテーションは下記表の項目に沿って審査します｡

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価点 |
| 1.包括外部監査に対する姿勢･考え方 | 5点 |
| ･包括外部監査制度の趣旨についての理解及び監査実施方針  |
| 2.包括外部監査のテーマ選定及び監査手法 | 40点 |
|  ･東大阪市の現状や課題についての認識 ･監査テーマ候補と本市の行政課題との関連性及び有効性 ･監査結果報告書に基づく本市の改善取組の実現可能性 |
| 3. 包括外部監査実施の体制及び計画 | 15点 |
|  ･各種知見を有する補助者体制､運営手法 ･年間計画(時期､工程､作業内容)の具体性及び実現可能性  |
| 4.応募者に関すること | 20点 |
|  ･経歴及び実績等 ･分析力､説明力､コミュニケーション力 ･監査実績 |
| ･過去の処分歴に関すること（減点項目） | ▲5点 |
| 5.費用の設定 | 20点 |
|  ･費用の設定に関すること(包括外部監査に係る経費が本市の審査基準額の範囲内か) |

1. プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査については、提出された提案書をもとに応募者本人がプレゼンテーションを行います｡

審査は1人当たり40分程度で実施します｡最初の20分間で提出された書類の内容について簡潔に述べていただき､残りの20分間で質疑応答を行います｡

なお､当日は提出された書類のみでプレゼンテーションを行ってください｡

1. **審査結果**

 結果については､文書にて各応募者へ通知を行うとともに､市ウェブサイトに公表します｡

1. 各応募者への通知

プレゼンテーション審査終了後､結果及び評価点が記載された文書を各応募者に郵送します｡

また､次点候補者である場合は､その旨も通知します｡

1. ウェブサイトでの公表

 　各応募者への通知後､下記項目を市ウェブサイトに公表します｡

 ア　候補者の氏名及び評価点

 イ　全応募者の評価点

 評価点は点数順に掲載し､候補者以外の氏名については公表しません｡

【掲載先】東大阪市ウェブサイト／市政／委員会・監査／外部監査制度

　　　　　包括外部監査人応募に係る審査結果について

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000025635.html

1. **契約締結に向けた手続**

 選考後､候補者と契約の細目に関する協議を行い､包括外部監査契約を締結します｡

1. 候補者との協議

包括外部監査契約書(案)の内容について､候補者から提案があった内容を基本として市と候補者の間で協議を行います｡

1. 契約の締結

協議が整った後､法第252条の36第1項の規定に基づき､東大阪市監査委員の意見を聴くとともに､東大阪市議会の議決を経たうえで､包括外部監査契約を候補者と締結します｡

1. 契約締結に至らなかった場合の取扱

(1)による協議が整わなかった場合又は(2)による監査委員の意見若しくは議会の議決が得られなかった場合には､次点候補者を包括外部監査人候補者と定め､包括外部監査契約の締結に向けた手続を進めることとします｡

なお､(1)及び(2)の事由により契約締結に至らない場合であっても､本市は､候補者に対し何ら責任を負わないものとします｡

1. **失格事由について**

次の要件に該当する場合は､失格とします｡

1. 応募者が応募資格を満たさないと認められるとき
2. 応募書類に虚偽又は不正の記載があると認められるとき
3. 応募者がプレゼンテーション審査の開催日に欠席したとき
4. 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
5. **問合せ先**

 東大阪市 市長公室 内部統制推進室

〒577-8521

 東大阪市荒本北一丁目1番1号

 TEL 06-4309-3106

 FAX 06-4309-3824

 E-mail naibutousei@city.higashiosaka.lg.jp